

平塚市立地区公民館E V用普通充電器設置事業者 公募審査要領

(目的)

第1条 この要領は、平塚市立地区公民館E V用普通充電器設置事業者の公募審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2条 事業者の選定に係る審査方法は次のとおりとする。

(1) 審査委員及び審査会の運営

審査委員及び審査委員会の運営については、「平塚市立地区公民館普通充電器設置事業者公募審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 企画提案、事業実施能力等に関する審査

ア. 各委員の評価点(採点)の合計は100点満点とする。但し、評価項目以外のメリットに係る提案がある場合、合計5点まで加点することが出来る。

イ. 審査項目及び配点は、別紙「審査項目及び評価内容」のとおりとする。

(3) 審査の対象

参加表明者からの企画提案書等の関係書類のみとし、プレゼンテーションやヒアリングは、原則、行わない。

(4) 選定方法

各審査委員の「審査表」(別紙「審査項目及び評価内容」に即した審査表)における採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の評価点(採点)の合計点により順位を付す。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

最低基準点は50点とする。50点を下回った事業者は選定しない。この場合、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(7) 応募がない又は選定する事業者がない場合の取扱い

応募がない又は選定する事業者がない場合に事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和5年11月30日から施行する。

「審査項目及び評価内容」

	審査項目	審査の視点	配点
I 事業者	1 経営規模、実績、配置人員等	○会社の経営規模や当該業務を担当する所管の体制及び配置人数は十分か。 ○過去の類似業務に係る請負実績等は十分か。	10
	2 設置工事計画	○施設運営に支障が無い計画提案になっているか。 ○補助金の活用を踏まえたスケジュールは適切か。	20 (傾斜：×2)
II 提案 内 用	3 設置工事費に係る市の負担	○普通充電器の設置工事費に関し、市に求める負担があるか。その場合の負担項目及び負担額は妥当か。	20 (傾斜：×2)
	4 利用者負担（料金設定）及び維持管理費に係る市の負担	○30分当たりの利用者負担（料金設定）は妥当か。 ○電気代に関する市の負担があるか。その場合の負担額は妥当か。 ○システムサービス料や保守に係る市の負担があるか。その場合の負担額は妥当か。	20 (傾斜：×2)
	5 利用者の利便性	○普通充電器の出力は何kwか。 ○初めての利用者でも使いやすい仕様になっているか。 ○決済方法は複数あるか。	10
	6 維持管理の体制	○利用者からの問い合わせに対する体制が充実しているか。 ○故障時等の対応体制が充実しているか。	10
	7 設置期間	○設置期間の考え方は妥当か。	10
	その他の提案（加点）	○市民周知の方法に係る提案 ○再生可能エネルギーに係る提案 ○その他のメリットに係る提案	(+5)
		(合計)	100 (+5)

＜採点の判断基準（1～7）＞

2点・・・本市及び市民にとって、有益性の高い提案内容である。

1点・・・本市及び市民にとって、一定程度の有益性がある提案内容である。

0点・・・本市及び市民にとって、有益性のない提案内容である。

＜採点の判断基準（その他の提案）＞

1点・・・本市及び市民にとって、有益性のある提案内容である。

0点・・・本市及び市民にとって、有益性のない提案内容である。